

お知らせ

シリーズ 消費生活相談^①

エステティックサービスに関する消費者トラブルに注意 ～成人になると増加傾向に～

民法の改正により、4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられました。契約や買い物をする前には、しっかりと内容や条件を確認しましょう。

○ **相談事例**

全身脱毛エステを契約している。契約期間は2年間、12回の施術で総額は約44万円。支払は毎月1万円でボーナス月は3万円とした。今までに1回施術を受けたが、支払いを継続することが難しくなってきたため、中途解約を申し入れたところ、約14万円の解約料を請求された。直前キャンセルを行ったこともあるが、解約料が高額になる理由が分からない。支払いたくない。

○ **被害を防ぐアドバイス**

エステティックサービスは長期間にわたってサービスを受ける契約になります。事情が変わって通えなくなるなど、中途解約せざるを得ない状況になることも考えられるので、契約する前に中途解約の条件をよく確認するようにしましょう。

契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスは、特定商取引法における特定継続的役務提供に該当し、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約できますが、特定商取引法で定められた解約料を支払う必要があります。不安や疑問に思った時、トラブルに遭った時は自分ひとりで抱え込まず、消費生活センターなどに相談しましょう。

◎ **知多半田消費生活センターでは消費生活相談を行っています。**

■ **日にち** 月曜日～金曜日（祝日、第4水曜日を除く）

■ **時間** 来所相談：午前9時30分～午前11時
午後1時～午後3時

電話相談：午前9時30分～午後4時30分

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談でのご協力をお願いします。来所相談の場合も電話で確認してください。

■ **問い合わせ先** 知多半田消費生活センター ☎(32) 2444
(クラシティ3階市民交流センター内)

5月の相談

■ **人権・行政・心配ごと相談**

19日(木)

場 所 中央公民館本館308号室

時 間 午前9時30分～午前11時30分

※ 電話での相談も受け付けます。

■ **無料法律相談(事前に予約が必要)**

①7日(土)

場 所 中央公民館本館308号室

時 間 午後1時～午後4時

②19日(木)

場 所 役場1階会議室101

時 間 午後1時～午後4時

■ **問い合わせ先**

住民福祉課社会福祉係

☎(48) 1111(内1121・1122)

成年後見制度巡回相談

5月12日(木)

場 所 中央公民館本館308号室

時 間 午後1時30分～午後4時30分

NPO法人知多地域権利擁護支援センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

■ **問い合わせ先**

知多地域権利擁護支援センター事務所(知多市福祉活動センター内)

☎0562(39) 3770

カラスの巣作りによる 停電防止にご協力を

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。電柱や鉄塔にカラスの巣を発見した場合は、お近くの中部電力まで、連絡してください。

カラスの巣は金属製ハンガーや針金などの電気を通す材料が使われています。これらが電線に接触することで停電が発生することがありますので、ハンガーなどを屋外に放置しないようにご協力をお願いします。

■ **連絡・問い合わせ先**

中部電力パワーグリッド(株)

半田営業所

☎(0120)929493

ご寄付ありがとうございます

岡戸美代子様

絵画2点をご寄付いただきました。
庁舎2階階段付近と4階議会全員協議会室に展示しています。



「収獲」 ▶



「百合」 ▶

町に「ふるさと阿久比応援寄付金(ふるさと納税)」で次の方からご寄付いただきました。

松本 英樹 様(1万円)

水上 亘 様(1万円)

長坂 智子 様(3万円)

田中 奈保 様(3万円)

上田 育賢 様(1万円)

編集後記

この春から広報を担当させていただきます。今後さまざまなイベントに顔を出しますので、町で黄色の腕草を付けた私を見かけたら声をかけてもらえるとうれしく思います。先日、宮津保育園の卒園式に取材に行きました。式の途中、卒園児の皆さんからの感謝の言葉に涙する保護者の姿に私もカメラ越しに涙腺が緩むのを感じました。卒園児の皆さんには、園で過ごした日々を糧に大きく羽ばたいていってくれることを祈っています。